

(平成27年3月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10件

国民年金関係 9件

厚生年金関係 1件

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15298

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月15日は35万円、17年7月15日は30万円、同年12月19日は37万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月  
② 平成17年7月  
③ 平成17年12月

A社に勤務している期間について、同僚の標準賞与額の記録が訂正された旨のお知らせ文書を年金事務所から受けて、私も申立てをしたところ、賞与明細書を所持している期間については年金事務所記録訂正されたが、賞与明細書を所持していない期間については訂正されなかった。

しかし、申立期間①、②及び③についても、当時、賞与の支給額をパソコンに記録しており、申立期間①は35万円、申立期間②は30万円、申立期間③は37万円の賞与が支給されているので、当該期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料（以下「賞与支給資料」という。）、同社の回答及び申立人から提出された賞与支給額等の覚書から、申立人は、同社から申立期間①、②及び③に係る賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①は35万円、申立期間②は30万円、申立期間③は37万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③に係る賞与の支給日については、前述の賞与支

給資料において確認できる支給日から、申立期間①は平成16年12月15日、申立期間②は17年7月15日、申立期間③は同年12月19日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月15日は45万円、同年12月16日は8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日  
② 平成17年12月16日

年金事務所からの照会文書により、A社に勤務していた期間のうち、平成17年7月15日及び同年12月16日に支給された賞与に係る年金記録が無いことが分かった。

申立期間に賞与が支給され、各期の賞与から、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額を正しく記録してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳、申立人から提出された賞与明細書及び金融機関から提出された預金取引明細表により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び賞与明細書において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年7月15日は45万円、同年12月16日は8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15300

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和39年9月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月14日から同年11月1日まで  
年金事務所からのお知らせ文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間当時、A社D事務所から同社C支社へ転勤したが、その間も継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社の回答、同社の人事及び総務事務を行っているE社の回答並びに複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和39年9月14日にA社D事務所から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和39年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、E社から提出されたA社F支社作成の「健康保険厚生年金保険被保険者台帳」に記載されている申立人の資格喪失日（昭和39年9月14日）及び同社C支社作成の「社会保険台帳」に記載されている申立人の資格取得日（昭和39年11月1

日)は、いずれもオンライン記録と一致していることから、事業主がこれらの日を資格喪失日及び資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から57年3月まで

昭和50年10月に結婚してA県B市に転居した後、自宅に来た女性の集金人を通じて国民年金に係る氏名変更手続を行ったことを覚えているので、それ以前から国民年金に加入していたことは間違いない。

国民年金保険料について、申立期間のうち、結婚前のC県D市の実家に住んでいた期間は、私自身は関与していなかったため詳しいことは分からないが、両親が納付してくれていたと思う。

また、申立期間のうち、結婚後の期間は、すぐに納付し始めたわけではないが、毎月、自宅を訪れる集金人に国民年金保険料を納付していた。

夫が昭和54年に国民年金に加入したのは、私の国民年金保険料を集金に来ていた集金人に勧奨されたのが契機であり、私は、この時点より前から自身の保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立人がD市に居住していた昭和50年9月までの期間について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号（\*。以下「D手番」という。）は、44年2月21日に同市において払い出されており、D手番により作成された同市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、20歳到達月に国民年金被保険者資格を取得した後に、49年7月25日に同資格を喪失したことが記されているが、その後、再取得した記録は見当たらず、このことは、B市に転入する以前のD市において、両親が当該期間の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立内容とは符合しない。

また、申立人は、D市における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納

付に關与しておらず、これらを行っていたとされる申立人の父母は既に亡くなっているため、当時の状況等を確認することはできない。

次に、申立期間のうち、B市に転居した昭和50年10月以降の期間について、申立人は、自宅に来た集金人に国民年金に係る氏名変更手続を行って以降、当該集金人に国民年金保険料を納付したと陳述している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和57年5月6日にB市において、前述のD手番とは別の国民年金手帳記号番号（\*。以下「B手番」という。）が新たに払い出されており、B手番により作成された同市の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得に係る手続日は同年4月13日と記されていることから、申立人の同市における国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと考えられ、同市における当該加入手続時点では、申立期間のうち、54年12月以前の期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、前述のB市における加入手続時点において、申立期間のうち、昭和55年1月から56年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるところ、申立人は、同市では集金人に申立期間の保険料を納付したと陳述しており、このことは、集金人が過年度保険料を集金していなかった同市の取扱いと符合しない。

さらに、B市において加入手続が行われた昭和57年4月の末日までであれば、申立期間のうち、56年4月から57年3月までの国民年金保険料は現年度納付が可能であるが、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の昭和56年度欄に、当該期間に対して納付催告が行われたことを示す「57催」の押印があることから、当該期間の保険料は現年度納付されなかったものと考えられる上、申立人からは、遡ってまとめて保険料を納付した旨の陳述も無い。

加えて、申立期間は7年4か月であり、これほどの長期間にわたり行政機関における事務処理誤りが繰り返されたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人の希望により口頭意見陳述を行ったが、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から45年3月まで

昭和38年頃、母が、A県B市C区役所の窓口で私の国民年金について加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を区役所の集金人に納付してくれていたと思う。

昭和45年頃、今後の国民年金保険料は自分で納付するようにと母に言われ、その時に母から受け取った国民年金手帳には、検認印が押されていたことを覚えている。

その後、自宅が災害により被災してしまったので、母から受け取った国民年金手帳等の証拠となるものは残っていないが、申立期間の国民年金保険料は母が納付してくれていたはずなので、国民年金の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年5月14日に申立人の妻と連番で払い出されており、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の手帳交付日が同年2月22日と記載されていることから、申立人に係る国民年金の加入手続は、同年2月頃に行われたものと考えられ、このことは申立内容と符合しない上、当該加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿を視認したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料

の納付に関与しておらず、これらを行って来ていたとされる申立人の母は既に死亡しているため、当時の状況を確認することはできない。

加えて、申立期間は7年3か月と長期間に及んでおり、これほどの長期間にわたり行政機関における記録管理の不備が繰り返されたとは考え難い上、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（兵庫）国民年金 事案 6859（兵庫国民年金事案 397、1118、2816 及び近畿（兵庫）国民年金事案 6773 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月頃から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月頃から50年10月まで

私は、昭和45年頃、3、4回にわたりA県B市役所へ行き、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付について相談をした。申立期間当時、近所に居住し、夫が身の回りの世話をしていた夫の母親は、同年6月から国民年金保険料を納付しており、私もその頃から保険料を納付していたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得できないと申し立てたところ、認められない旨の通知を受けたが納得できない。

今回、「年金記録確認に対する再申立書」を提出するので、再度、調査・審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が昭和45年4月頃に国民年金の任意加入手続を行ったとしているところ、B市の国民年金手帳払出簿において、申立人の国民年金手帳記号番号は50年11月1日に払い出されていることが確認でき、申立人が所持する年金手帳には、申立人が国民年金の任意加入被保険者になった日として同日が記載されていること、ii) 制度上、任意加入被保険者は加入手続を行った日から国民年金の被保険者資格を取得することとなることから、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付することができないこと、iii) 当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、B市及び社会保険庁（当時）に現存する関連資料において不自然な記載等は認められないことなどから、既に年金記録確認兵庫地方第三者委員会（当時。以下「兵庫委員会」という。）の決定に基づき、平成20年8月

4日付け、21年7月6日付け及び23年11月7日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人から前回までの審議結果について納得できないとして、年金記録や調査に不備があることなどを質問事項等として取りまとめた書面が提出され、当該質問事項等について、原因や責任などを調査の上、結果について回答してほしいと要望があったが、i)年金記録確認第三者委員会は、年金記録の訂正に対する要否を審議する機関であり、記録誤りの原因追究及び責任追及並びに申立人の要望どおりの回答を行う機関ではないこと、ii)申立人から提出のあった書面からは、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人から当該期間の保険料の納付をうかがわせる新たな陳述を得ることができなかったこと、iii)申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、再度、B市の国民年金手帳払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に年金記録確認近畿地方第三者委員会（以下「近畿委員会」という。）の決定に基づき、平成26年8月8日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、これまでの調査内容に対する不服及び記録の不備などを取りまとめた書面を提出しているが、当該書面からは、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は確認できない上、そのほかに兵庫委員会及び近畿委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情等も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から39年3月までの期間及び同年10月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月から39年3月まで  
② 昭和39年10月から40年3月まで

私は、弟が高等学校に入学したのに伴う転居に併せ、弟の世話をするため、昭和37年6月頃に実家のA県B町（現在は、C市）から同県D市に転居し、同年10月にE社に就職した。その後、自宅において、D市役所の者だと名乗る男性から、「来年、20歳になるから国民年金に加入しないとイケない。」と言われ、その場で国民年金の加入手続を行った。

その後の国民年金保険料は、集金人が半年に一度程度自宅に来たので、月額100円ほどを何か月分かまとめ、当時、勤務していたE社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和42年10月まで納付していたが、領収書は一度ももらっていない。

国民年金手帳は、国民年金に加入後2、3年たってからもらったと思うが、その後しばらくして、当該手帳を一度も使用しないままD市役所の男性職員に手帳の整理をするためとして回収され、数か月後に返却された当該手帳を見ると、発行日が昭和39年7月20日となっており、37年4月以降の国民年金印紙検認記録欄の右側のページが切り取られ、回収前には無かった検認印及び割印が押されていたが、申立期間①及び②については検認印が押されていなかった。

その後、昭和50年頃に過去の未納保険料が納付できると聞き、母親に頼んで、F社会保険事務所（当時）において、国民年金保険料に係る納付書の発行手続を行ってもらい、申立期間①を含む38年2月から39年9月までの期間に係る納付書・領収証書（以下「資料i」という。）並びに43年8月から同年11月までの期間、45年7月から46年11月までの期間及び49年10

月から50年3月までの期間に係る納付書・領収証書（以下「資料ii」という。）の2枚を母親から郵送してもらったところ、資料i及びiiには申立期間②は含まれていなかった。私は、資料iの保険料は納付済みのはずであるので、資料iiの保険料のみを納付し、その後、G県H市役所に問い合わせたところ、「D市役所で調べてもらうように。」と言われ、帰省した時にD市役所に問い合わせたが、「古いことなので分からない。」と言われた。

その後の記録を見ると、資料iのうち、昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料は納付済みとなっていたが、申立期間①の保険料は未納のままであり、資料i及びiiに記載が無かった申立期間②の保険料も未納となっていた。

申立期間①及び②の国民年金保険料は間違いなく納付しており、未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「D市への転居後の昭和37年秋頃に、国民年金の加入手続を行った。」旨主張しているが、申立人に係る戸籍の附票によると、B町からD市に転居したのは、昭和38年11月28日であることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市において39年7月2日に払い出されており、申立人から提出された国民年金手帳も同市において同年7月20日に発行されていることから、申立人に係る国民年金の加入手続は、同年7月頃に行われたものと推認でき、申立人が主張する加入手続時期と符合しない。

また、申立人は、昭和37年秋頃に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金の加入手続を行うと、国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金保険料の納付には当該手帳記号番号が必要であることから、申立期間①及び②の保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当時の住所地（B町及びD市）における縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、「申立期間①の国民年金保険料は集金人に納付した。」と主張しているが、上述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年7月2日に払い出されており、当該払出時期からみて、過年度保険料となる申立期間①の国民年金保険料を、現年度保険料のみ集金する集金人に納付することはできない。

加えて、申立人は、「国民年金の加入手続後、勤務していたE社が昭和42年10月に厚生年金保険の適用事業所になるまでは、集金人に国民年金保険料を納付していたが、国民年金手帳に検認印を押されたことは無く、領収書をも

らったことも無い。」と主張しているところ、申立人から提出された国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄を見ると、昭和38年2月から42年9月までのうち、オンライン記録において納付済みとなっている期間については全て検認印が確認できるが、申立期間①及び②については検認印が確認できないことから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を集金人に納付していなかったものとするのが自然である。

また、申立人は、「昭和50年頃、過去の未納保険料に係る納付書の発行を依頼したが、資料i及びiiに申立期間②の国民年金保険料は含まれていなかったことから、資料i及びiiの作成時点において、当該期間の保険料は納付済みのはずである。」と主張しているところ、申立人から提出された国民年金手帳及びD市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、資料iの期間のうち、昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間②の保険料は未納となっていることから、資料iは、昭和39年度の6か月間の未納期間を昭和39年4月から同年9月までとして作成されたものと考えられ、資料iに申立期間②の記載が無いことをもって、当該期間の保険料を納付していたと言うことはできない。

このほか、申立人から申立期間①及び②の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年8月まで

平成5年4月頃に、A県B市役所において国民年金の加入手続を行った際、1か月分ずつ納付できる過年度納付書の交付を依頼したところ、後日、当該納付書が束になって送付されてきた記憶が有り、私の年金記録の状況からすると、23枚の納付書が送付されてきたと思う。

申立期間の国民年金保険料について、私は、当時、父から、1か月に5、6万円ほどの小遣いをもらっており、当該金額と同じぐらいの金額を一度だけ一括納付したことを思い出した。納付時期をはっきりと覚えているわけではないが、過年度保険料を1年間ほど毎月納付した後の平成6年3月頃に、前述の過年度納付書5枚を用い、勤務先近くのC銀行（現在は、D銀行）E支店又はF銀行G支店（現在は、H銀行I出張所）において、一括納付したと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B市が保存している電算記録によると、申立人に係る昭和60年4月1日付けの新規取得の受付日が平成5年4月15日と記録されていることから、申立人の国民年金の加入手続は、この頃に行われたことが推認でき、当該加入手続時期からみて、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

しかしながら、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付状況等について、申立内容のとおりであると思うが、詳しいことについては、はっきりとしたことは覚えていないと陳述しており、国民年金の加入手続時期、送付のあった過年度納付書の枚数及び保険料を一括で過年度納付した期間等について具体的な状況を確認することができない上、D銀行及びH銀行は、「申立期間当時の



国民年金保険料納付書の金融機関控えは、保存期限が経過しているため無い。」旨回答しており、申立期間の保険料の納付を確認することはできなかった。

また、申立人は、「過年度納付書が送付されてきたのは、国民年金に加入当初の一度だけであり、納付書を紛失したなどの覚えは無い。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、申立人に対し、前述の国民年金の加入手続から約1年半後の平成6年10月4日付けで過年度納付書が作成されていることが確認でき、申立人の主張とは符合しない上、申立期間直後の4年9月の国民年金保険料については、当該納付書が作成された直後の6年10月27日に過年度納付していることが確認でき、4年9月の保険料は当該納付書を用いて納付した可能性がうかがえるところ、当該納付書の作成時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を過年度納付したことを示す関連資料は見当たらず、申立人から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることができない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

私の国民年金の加入手続については、妻が、昭和55年4月にA県B市C区役所へ婚姻届を提出した時に、自身の加入手続と一緒に行ってくれた。

妻は、私の国民年金の加入手続を行った際、B市C区役所の職員から、私の国民年金保険料を2年分遡って納付することができるという説明されたが、2年分を一括で納付することはできないので、分納したいと返答したことを記憶しており、私も、婚姻当初に、妻から、私の2年分の保険料を分納できると聞き、夫婦で分納することを決めた記憶が有ることから、申立期間の保険料については、妻が、送付のあった納付書を用い、自宅近くの金融機関において納付してくれたはずである。

妻は、婚姻した昭和55年4月及び出産直後の同年10月には手元にお金があったので、この頃に私の2年分の国民年金保険料を遡って納付したはずであると言っている。遡って納付した2年分のうち、54年4月から55年3月までの保険料が納付済みとされているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市C区において昭和55年6月10日に申立人の妻と連番で払い出されており、国民年金の加入手続は、申立人に係る手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年4月下旬に行われたことが推認できることから、当該加入手続時期からみて、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

しかしながら、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険

料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の妻は、「遡って納付した2年分の国民年金保険料については、昭和55年4月及び同年10月には手元にお金が有ったので、この頃に納付したはずである。」旨主張しているが、過年度納付書が送付された時期、回数及び過年度納付した金額等について詳細な記憶は無いとしており、申立期間の過年度納付に係る具体的な状況を確認することはできない。

また、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、昭和54年度の「保険料に関する記録」の備考欄には、55年度に社会保険事務所（当時）から国民年金保険料の催告を行ったことを示す「55 催」と押印されていることが確認できるものの、53年度の当該欄には催告を行ったことを示す記載を確認することができず、申立期間に係る過年度納付書が発行されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できる関連資料は見当たらず、申立人及びその妻から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から6年3月まで

母は、私が大学を卒業する平成7年3月までの全ての期間の国民年金保険料を納付してくれたが、私の年金記録を見ると、申立期間前後の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、当該期間(8か月間)の保険料が未納とされている。

申立期間のうち、平成5年10月から6年3月までについては、母が領収証書を保管しているので、国民年金保険料を納付した証拠として提出する。

また、申立期間のうち、平成5年8月及び同年9月については、証明できる資料は無いが、領収証書がある期間の直前であり、母がこの2か月間だけ国民年金保険料を納付しなかったとは思えない。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年10月から6年3月までについて、申立人は、当該期間の国庫金の納付に係る「納付書・領収証書」(保険料額:6万3,000円)を提出している。

しかしながら、上述の「納付書・領収証書」を見ると、領収日付印の欄に、平成7年12月18日付けのA銀行(現在は、B銀行)C支店の領収日付印が二重に押され、そのほかに領収日付印は押されていないことが確認できるところ、B銀行は、「領収日付印を二重に押しているのは、領収を取りやめた場合の消印であり、改めて領収する場合は余白に押し直ししている。当該『納付書・領収証書』は領収日付印を二重に押して消印としており、他に領収日付印も無いことから、領収は無効であり、当該『納付書・領収証書』をもって、平成7年

12月18日に当時のA銀行C支店が6万3,000円を国庫金として領収したとは判断できない。」旨回答している。

また、申立人は、前述の「納付書・領収証書」のほかに、金融機関が国民年金保険料を領収する際に必要となる「領収済通知書」及び「領収控」も所持しており、これらは記載内容から前述の「納付書・領収証書」と合わせ、3枚つづりの過年度納付書であったとみられ、それぞれにA銀行C支店の平成7年12月18日付けの領収日付印が二重に押されているところ、当該押印時点において、5年10月の国民年金保険料は時効により納付することができず、当該「領収済通知書」にも、「この納付書は、7年11月30日を過ぎると使用できません。」と記載されていることなどから、申立人の母親は、7年12月18日に、当該3枚つづりの過年度納付書を同行同支店に提出したものの、当該納付書に記載されている保険料額である6万3,000円は領収されず、当該納付書が申立人の母親に返却されたものと考えられる。

さらに、申立期間について、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の母親は、「申立人に係る国民年金保険料の納付について、領収印が二重に押された経緯も含めて具体的なことは覚えていない。」旨陳述している上、申立人自身も当該期間の保険料納付に直接関与していないことから、当該期間に係る保険料納付についての具体的状況は不明である。

加えて、申立人に係るD県E市の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間は未納であることを示す空白となっている上、申立人の所持する「納付書・領収証書」及び当該台帳によると、申立期間前後の国民年金保険料納付済期間は、全て定期的な現年度納付によらず、不定期な過年度納付によることが確認でき、前後の期間の納付状況から申立期間の保険料納付及びその納付時期等を推測することは困難である。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から3年2月まで

昭和57年4月から平成2年8月までの国民年金保険料は、自宅に来ていた集金人に、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。その後、私は3年4月募集のA職に応募するため、2年10月頃、自宅とは別の場所に夫婦で寝泊りしていたので、同年9月から3年3月までの保険料は夫婦共に納付していなかった。応募に合格した後、当該集金人が来たので、過去の未納保険料を納付したい旨申出をし、B県庁内にあったC銀行（現在は、D銀行）E支店において、夫婦二人分の保険料を納付書により過年度納付したが、当該納付書の入手方法、納付月数及び納付金額等については覚えていない。

私は、平成2年9月から3年3月までの7か月分（夫婦で14か月分）の国民年金保険料を一括して過年度納付したと思っていたが、今回の申立てに当たり、年金事務所において、夫婦共に2年9月及び同年10月の国民年金保険料は3年5月23日に、同年3月の保険料は5年4月30日に、それぞれ過年度納付していると聞かされたので、その間に申立期間の保険料も過年度納付したと思う。

国民年金保険料の納付は、妻が昭和56年に国民年金の加入手続を行った以降については一緒に行うようになり、現年度保険料は妻が、過年度保険料は私が、それぞれ夫婦二人分の保険料を納付した。

申立期間に係る国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料について、夫婦共に当該期間の前後の保険料は、それぞれ過年度納付していることから、その間に私が過年度納付したと思う。」と主張しているところ、B県F市の申立人及びその妻に係る国

民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、夫婦共に申立期間直前の平成2年9月及び同年10月の国民年金保険料は3年5月23日に、直後の同年3月の保険料は5年4月30日に、それぞれ過年度納付していることが確認できることから、この間に申立期間の保険料を過年度納付することは可能である。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料について、申立人は、納付書の入手時期及び枚数を覚えていない上、当該期間の保険料の納付時期、納付回数及び納付金額等についても具体的な陳述が得られないことから、納付状況は明らかにならなかった。

また、申立人は、申立期間直前の平成2年9月及び同年10月の国民年金保険料を3年5月23日に過年度納付し、それから約2年経過した後、申立期間直後の同年3月の保険料を時効直前の5年4月30日に過年度納付していることから、申立期間の保険料については時効により納付することができなかつた可能性が考えられる。

さらに、F市の申立人及びその妻に係る国民年金被保険者名簿によると、夫婦共に、申立期間の前後を含む全ての過年度納付に係る納付日の記載が確認できるが、申立期間については、夫婦共に未納を示す空欄となっており、過年度納付したことをうかがわせる記載は見当たらない。

加えて、申立人及びその妻から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から3年2月まで

昭和57年4月から平成2年8月までの国民年金保険料は、自宅に来ていた集金人に、私が夫婦二人分の保険料を納付していた。その後、夫は3年4月募集のA職に応募するため、2年10月頃、自宅とは別の場所に夫婦で寝泊りしていたので、同年9月から3年3月までの保険料は夫婦共に納付していなかった。夫が応募に合格した後、当該集金人が来たので、夫が過去の未納保険料を納付したい旨申出をし、B県庁内にあったC銀行（現在は、D銀行）E支店において、夫婦二人分の保険料を納付書により過年度納付してくれたが、夫婦共に、当該納付書の入手方法、納付月数及び納付金額等については覚えていない。

夫は、平成2年9月から3年3月までの7か月分（夫婦で14か月分）の国民年金保険料を一括して過年度納付したと思っていたが、今回の申立てに当たり、年金事務所において、夫婦共に2年9月及び同年10月の国民年金保険料は3年5月23日に、同年3月の保険料は5年4月30日に、それぞれ過年度納付していると聞かされたので、その間に申立期間の保険料も過年度納付してくれたと思う。

国民年金保険料の納付は、私が昭和56年に国民年金の加入手続を行った以降については一緒に行うようになり、現年度保険料は私が、過年度保険料は夫が、それぞれ夫婦二人分の保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料について、夫婦共に当該期間の前後の保険料は、それぞれ過年度納付していることから、その間に夫が過年度納付



してくれたと思う。」と主張しているところ、B県F市の申立人及びその夫に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、夫婦共に申立期間直前の平成2年9月及び同年10月の国民年金保険料は3年5月23日に、直後の同年3月の保険料は5年4月30日に、それぞれ過年度納付していることが確認できることから、申立人の夫は、この間に申立期間の保険料を過年度納付することは可能である。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料について、申立人及びその夫は、納付書の入手時期及び枚数を覚えていない上、当該期間の保険料の納付時期、納付回数及び納付金額等についても具体的な陳述が得られないことから、納付状況は明らかにならなかった。

また、申立人の夫は、申立期間直前の平成2年9月及び同年10月の国民年金保険料を3年5月23日に過年度納付し、それから約2年経過した後、申立期間直後の同年3月の保険料を時効直前の5年4月30日に過年度納付していることから、申立期間の保険料については時効により納付することができなかつた可能性が考えられる。

さらに、F市の申立人及びその夫に係る国民年金被保険者名簿によると、夫婦共に、申立期間の前後を含む全ての過年度納付に係る納付日の記載が確認できるが、申立期間については、夫婦共に未納を示す空欄となっており、過年度納付していたことをうかがわせる記載は見当たらない。

加えて、申立人及びその夫から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 15301

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月1日から同年12月1日まで  
年金事務所にA社B支店に係る厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入期間になっていないことが分かった。

申立期間は、本採用後の期間であり、新入社員講習時に、昭和29年10月1日から社会保険に加入するという説明があったことを今日でも心に銘記しているので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険の記録及びA社が保管する人事記録から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の人事担当者は、「申立期間当時、厚生年金保険加入について、全社で斉一な取扱いをしておらず、各支店が独自の取扱いをしており、必ずしも本採用によって加入させていたとは限らなかった。」旨陳述しているところ、同社から提出された「臨時事務員本採用者名簿（昭和29年11月25日付け）」において、本採用発令日が昭和29年10月1日と記されている同僚41人（申立人を含む。）の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を見ると、このうち36人は厚生年金保険被保険者資格取得日と本採用発令日とが一致していないことが確認できる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日の前2年及び後1年の期間に資格を取得している同僚17人のうち、雇用保険記録を確認できた5人については、いずれも雇用保険の資格取得後に厚生年金保険の資格を取得しており、同社同支店においては、厚生年金

保険と雇用保険の資格取得に係る取扱いが同じではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の同僚 17 人のうち、所在が明らかになった同僚 1 人は、「A社 B支店では、社会保険の担当者がきちんとしていたので、厚生年金保険の加入前に保険料を控除することはなかったと思う。」旨陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。